

## はじめに

元号が令和となって早や一年が過ぎようとしています。平成から令和に至るまでの30年余を経て、障害のある児童生徒をめぐる学校教育の状況は大きく変化をしています。

大きな変化の一つとして、自閉症・情緒障害特別支援学級については、平成元年度に102名（当時は情緒障害児学級）であった県内の在籍人数が、令和元年度については1,162名と10倍以上に増加し、障害に応じた特別な教育課程を実施するための専門性がより多くの教員に求められるようになりました。

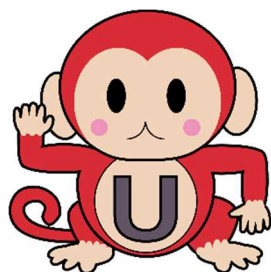
また、通級による指導についても、平成5年に制度化された段階では全国で12,259名であった対象児童生徒数が、対象障害種の拡大もあり平成30年度には122,587名まで増加するなど、こちらも障害に応じた特別な指導を実施するための専門性がより多くの教員に求められるようになっていきます。

さらに、これまでは障害に応じた特別な指導が教育課程上に位置付けられていなかった高等学校においても、平成30年度より通級による指導が制度化され、これまでに県内で3校が実施し、令和2年度にはさらに1校が実施すべく準備をすすめており、専門性を有する教員が必要とされています。

特別支援学級を担任する教員にとっても、通級による指導を担当する教員にとっても、専門性を身に付ける上で、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導である自立活動の考え方を理解することがまず必要です。

そこで県内で実際に行われている自閉症・情緒障害特別支援学級や通級による指導の実践事例を多数掲載した冊子を作成しました。本冊子に記載された事例をもとに、まずは自立活動とは何かを理解していただき、目の前の児童生徒一人一人にとって必要な障害に応じた特別な指導の内容を検討するために活用ください。

最後に、取組事例や資料を提供いただきました市町村教育委員会及び各学校の皆様に対し、お礼を申し上げます。



高知県教育委員会 特別支援教育課  
マスコットキャラクター  
「ユニバーさる」

令和2年3月  
高知県教育委員会

# 目次

	ページ
第1章 自立活動について	
1 自立活動の意義と指導内容の取扱い	1
2 自立活動の内容【6区分27項目】	3
3 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例（流れ図）	4
4 （注釈入り） 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例（流れ図）	5
第2章 具体的な実践事例	
1 個々の実態に応じた学習の工夫	
（1）小学3年生：特性、特に強みを生かす学習や環境整備	7
（2）小学4年生：今、困っていることを解消するための学習	10
2 授業での工夫	
（1）小学2年生：すごろく大会をしよう①	12
（2）小学6年生：ダンスを友達に教えよう	14
（3）小学6年生：役割や演技を通して学ぼう	15
（4）異学年、複数への指導：ゲームを作ろう	16
（5）異学年、複数への指導：すごろく大会をしよう②	17
（6）中学3年生：お金の使い方を知ろう	21
（7）高等学校3年生：他者とのよりよいコミュニケーションの仕方	22
（8）高等学校2年生：気持ちのコントロール	23
3 集中しやすい環境づくりの工夫	25
4 「わかる」「できる」につなげる工夫	27
5 教材	29
第3章 資料	
1 個別の教育支援計画	31
2 チェックリスト	40
3 既存の情報を有効に活用する	44

引用・参考文献